

# 第34回日弁連夏期消費者セミナー

## 靈感商法等の実態を知り、救済と予防を考える

日時 2024年7月6日（土）午後1時～午後5時

形式 Zoomウェビナーによるオンライン配信

主催 日本弁護士連合会

### 進行次第

#### 1 開会挨拶

大神 昌憲 氏（弁護士・日弁連副会長）

#### 2 趣旨説明

中村 健太 氏（弁護士・日弁連消費者問題対策委員会副委員長）

#### 3 基調講演「判断基準を変えてから献金等をさせる手法の実態と法的問題」

【資料1・P3】

郷路 征記 氏（弁護士/札幌弁護士会）

#### 4 基調講演「信教の自由・宗教団体・市民社会秩序—信教の自由の再定位へ」

【資料2・P29】

山元 一 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科 教授）

#### 5 基調講演「望まない法律行為からの解放・経済的被害の回復」

【資料3・P36】

沖野 真巳 氏（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）

#### 6 パネルディスカッション

【資料4・P62】

郷路 征記 氏

山元 一 氏

沖野 真巳 氏

コーディネーター：勝俣 彰仁 氏（弁護士・靈感商法等の被害の救済・防止に関するワーキング・グループ委員）

#### 7 閉会挨拶・まとめ

洞澤 美佳 氏（弁護士・日弁連消費者問題対策委員会委員長）

## 登壇者プロフィール

### ■郷路 征記（ごうろ まさき）氏（弁護士 札幌弁護士会）

#### ○札幌弁護士会会員

1971年	弁護士登録
1971年～	北海道合同事務所所属
1983年～	札幌弁護士会 副会長
1994年～1995年	札幌弁護士会 子どもの権利委員会 委員長
1998年～	郷路法律事務所 開設

#### ○事件活動

1987年から現在まで、統一教会の伝道・教化活動が、国民の信仰の自由を侵害する不法行為であると主張する訴訟を遂行している。

#### ○著書

- ・「統一教会 マインド・コントロールのすべて」教育史料出版会 1993年（2022年11月 復刻版出版 花伝社）
- ・「統一教会の何が問題か 一人を隸属させる伝道手法の実態」花伝社 2022年11月
- ・「だから知ってほしい「宗教2世」問題」第1部の42世に対する統一教会の法的責任 筑摩書房 2023年8月

### ■山元 一（やまもと はじめ）氏

#### ○慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授 憲法担当

1994年～2002年	新潟大学法学部 助教授及び教授
2002年～2008年	東北大学大学院 法学研究科 教授
2008年～	現職

フランスを中心とする比較憲法学の研究及びグローバル法理論の研究に取り組む。

#### ○所属学会

日本公法学会、国際人権法学会、憲法理論研究会、全国憲法研究会、日仏法学会

■沖野 眞巳（おきの まさみ）氏

○東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

1987年～1990年 東京大学 助手

1990年～1993年 筑波大学 専任講師

1993年～2007年 学習院大学 助教授（1999年より同教授）

2007年～2010年 一橋大学 教授

2010年～ 現職

○専門分野

民法、消費者法、信託法

○公的活動

消費者委員会専門委員等

○著作

・「立法対応——民事的救済——の方向について」消費者法研究13号特別号・靈感商法・高額献金の被害救済（2022年）171頁

・「消費者契約法の育成——3度の実体法部分の改正を受けて」沖野眞巳＝丸山絵美子＝水野紀子＝森田宏樹＝森永淑子編・河上正二先生古稀記念『これからの中法・消費者法II』（信山社、2023年）5頁 等

■勝俣 彰仁（かつまた あきひと）氏（弁護士・大阪弁護士会）

○大阪弁護士会会員

2007年 弁護士登録

2007年～ 高橋敬幸法律事務所（鳥取県米子市）

2012年～ 勝俣法律事務所（大阪市）

○委員会活動等

靈感商法等の被害の救済・防止に関するWG（日弁連）

貧困・生活再建問題対策本部（大阪弁護士会） 等

（弁護団関係）

全国靈感商法対策弁護士連絡会

全国統一教会被害対策弁護団 等

2024年7月6日

## 第34回 日弁連夏期消費者セミナー 基調講演レジメ

弁護士 郷路征記

統一協会による被害はどのようにして生まれるか

1 私のおこなった訴訟の概要・自己紹介を兼ねて

2 献金のおこなわれた時期と態様の示すこと

- (1) 統一協会による被害が最も発生する段階
- (2) 元信者の意識
- (3) 判断力が落ちているのではない
- (4) では、なぜか？

3 統一協会の伝道・教化課程の概要

- (1) 名称、所管、期間、特徴

4 日弁連意見について

統一協会でおこなわれていることの実際を報告する。

(1) 正体や目的を隠した勧誘の禁止

ア 統一協会の組織的・攻撃的取り組みの実情、他方何も知らない市民  
イ 受講対象者の選別→内面の救済を目的としていない（今は「戦士」が必要  
といっている）。

ウ 伝道・教化課程の全体像を隠し、詐欺的手法で誘う。

エ 宗教教義であること隠して事実である、真理であるとして教えること及び  
本音を隠して教えること。

オ 驚異的な伝道効率

カ 正体隠し伝道を禁止することの有効性

(2) 助言の機会を奪うことの禁止

ア 口止めは必要があるかぎり継続的に。

イ 助言の有効性・虚偽がおこなわれているから→ライフトレ全滅事件

ウ 他の情報からの遮断

エ 助言の必要性=人生を激変させる極めて重大な内容だから。

オ 最も有力な助言者=家族からの隔離。

## 5 伝道課程の中心的課題

(1) 重要な疑問

(2) 統一協会の主張

(3) それにもとづいた理解

## 6 文鮮明を再臨のメシアと知的に受け入れさせる

(1) 真理だと信じさせる

(2) 罪意識を与える

(3) 情動と記憶

## 7 文鮮明を再臨のメシアと信仰させる方法

(1) お父様の詩の朗読

(2) 強い感動と記憶の結びつき

(3) 誰でもあることではないか

## 8 統一原理は真理となり、強固な判断基準となる

それによって献金がおこなわれ、物品の購入がおこなわれる。実践の段階では地上天国の実現のためを名目とするものが多い。

## 9 違法性の判断基準について

上記の実態や札幌地裁判決等から抽出した宗教団体の伝道活動の違法性の判断基準と私が考えることは以下のとおりである。

以下のすべてが必要という趣旨ではない。

いくつかに該当し、総合して、自由意思を阻害している判断できる場合、違法とされるべきである。

当面正体を隠した伝道勧誘の禁止をおこなうことが妥当かつ有効と考える。

- ① 正体を隠した伝道活動と自己啓発その他の虚偽の理由で伝道・教化課程の最初の段階であるビデオセンターに誘い込むこと。
- ② 宗教教義であることを明らかにしないで統一原理を真理であるとして教え、不公正な教え方によって信じさせること。
- ③ 神についてその肯定的側面だけを教え、心理学の技術を利用した操作で、神の実在を実感させること。
- ④ ③の認識と情動を刺激する等自由意思を阻害した方法で実感させた罪意識で文鮮明を再臨のメシアであると受け入れさせること。
- ⑤ ④を前提知識としてフォーディズで「お父様の詩の朗読」という、「文鮮明の愛を実感させる環境」に、そのことを知らせずに参加させ、文鮮明を再臨のメシアと実感させること。統一協会はこの状態の達成によって「宗教的回心」の発生という。
- ⑥ 宗教的実践課題が文鮮明を再臨のメシアと実感させられる前に開示されていないこと。
- ⑦ 違法な行為をも正しいこととして実行させるために、統一協会に隸従させること。
- ⑧ 人生を差し出し、経済活動、伝道活動をせよとの宗教的実践課題から逃れさせないため、新生トレーニングから肉親との物理的隔離を実行し、実践トレーニング終了時に献身させて社会とも切り離して組織に取り込んでしまうこと。
- ⑨ 実績の不足は信仰の怠り＝救済の否定という教化により、家族の収入に比して不相当に高額な献金をさせること、金融業者から借金しての献金をさせること、親族に嘘をついて金を借りさせ、それを献金させること。預かっている親族の預金等を無断で献金させること。

私が担当した統一協会への訴訟

弁護士 郷路征記

番号	日付	事項
1	1971/4/1	S46.4.1 札幌弁護士会へ登録・23期
2	1980頃	S55頃 ビデオルーム設置・全国に普及・青年に対する正体隠し伝道の開始
3	1987/3/19	S62.3.19 青春を返せ訴訟の提訴。原告1名実損+慰謝料100万円・後に原告20名に、伝道・教化課程の違法性=信仰の自由の侵害=を問う訴訟に
4	2001/6/29	H13.6.29 札幌地裁・青春を返せ訴訟の一審勝訴。信仰の自由侵害のおそれ
5	2003/3/10	H15.3.10 札幌高裁・青春を返せ訴訟、控訴審勝訴
6	2003/10/10	H15.10.10 最高裁・青春を返せ訴訟、上告審勝訴
7	2004/1/8	H16.1.8 札幌地裁・信仰の自由侵害回復第一次訴訟提訴・新規元信者原告4名・青春信者11名・近親者24名
8	2004/6/26	H16.6.26 札幌地裁・信仰の自由侵害回復二次訴訟提訴・元信者原告40名、近親者原告23名
9	2012/3/29	H24.3.29 札幌地裁・二次訴訟一審勝訴、元信者原告全員勝訴、近親者原告殆ど敗訴。自由な意思決定によらずに統一協会の信仰を持ち、その信仰から抜けでることができず、献身した。
10	2013/10/31	H25.10.31 札幌高裁・二次訴訟二審勝訴、元信者原告3名時効で敗訴、近親者原告全員敗訴
11	2014/3/24	H26.3.24 札幌地裁・一次訴訟一審勝訴、元信者原告3名勝訴、1名時効で敗訴。統一協会の教義を自由意思で選択した（帰依した）とは到底認められない。
12	2015/10/16	H27.10.16 札幌高裁・一次訴訟二審勝訴、一審判決を維持
13	2017/11/30	H29.11.30 東京地裁・A事件提訴、東京地裁3件5名、前橋地裁1件5名、札幌地裁1件2名（別種の訴訟）
14	2024/3/7	R6.3.7 札幌地裁・敗訴。控訴中。その他は勝訴判決、和解で解決。

元信者原告数 74名

## 青年の伝道・教化課程

### 献金の行われる時期と態様の示すこと

時間の流れ 左から右へ・下から上へ

行為というべきである。

いずれにせよ、被告協会の協会員が、協会員となった原告らに求め、あるいは求めようとしていたものは、上記のような勧誘、献金及び経済活動なのであって、これを外形的客観的に観察して直截に表現すれば、原告らの財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会員との不当な目的にあったということになる。



(4) 以上の認定判断に基づいて本件の原告らに対する一連の勧誘活動等を見ると、結局、それらは、原告らの財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会員の再生産という不当な目的に基づきながら、これを秘匿した上、人の弱みに巧みにつけ込み、宗教教義とは直接の関連のない不安を煽り立て、畏怖困惑させながら、信仰に到達し得る段階までは被告協会という宗教団体の教義であることを否定するなどしてこれを明かすことなく、その救いを被告協会の教義に求めるように誘導すべく組織的体系的目的的に教育を施し、その各過程において、入教関係費、各種物品購入費用を出捐させ、また、被告協会の教義であることを明らかにした後には、上記のような目的を知らない原告らをして、宗教教義の名の下に、さらに同様の費用を出捐させたほか、無償の労役の提供をさせたり、新たな協会員獲得のための伝道活動に従事させたものであって、それらは、社会的にみて相当性があると認められる範囲を逸脱した方法及び手段を駆使した、原告らの信仰の自由や財産権等を侵害するおそれのある行為というべきであって、いずれの原告に対する関係においても、違法性があると判断すべきものである。

なお、原告らの中には、アンケートや友人の誘いに応じて、何の畏怖困惑を覚えることなく入教関係費や献金の出捐に応じた者がいるけれども、前記のとおり、入教関係費は、協会員の上記のような組織的体系的目的的な違法行為に基づく結果の実現のために不可欠というべき被告協会への入会の端緒となる費用なのであり、献金は、その金額の多寡に関わりなく、もともと被告教会の教義の名の下での当初から予定された経済的な収奪目的に従って徴したもので、原告らの出捐の時

は肉体的に極めて過酷なマイクロ活動に従事させられたことによって原告らに生じた肉体的・精神的苦痛（非財産的損害）である。

## 2 原告らの金銭拠出と相当因果関係

(1) 原告らの金銭の拠出は、個々の拠出の場面だけを切り取って観察すれば、自発的に行われているが、違法な伝道・教化活動がされなければ原告らが被害表1ないし3の拠出をしなかったであろうと推認することができるから、これら金銭の拠出は信者の不法行為と相当因果関係に立つ損害ということができる。以下、若干の個別的な検討を行う。

(2) 原告 [ ] は、第3章に認定のとおり、原告らの中で唯一、最初に勧誘された時点で統一協会の伝道活動であることを認識しており、統一協会に対する批判的な目線を持ちながらも納得の上で統一原理の信仰を持つに至り、昭和57年8月以降いったん原理研究会から離れたが再度復帰したものである。このような同原告の入信経過に照らせば、信者が伝道活動によって同原告に統一協会の信仰を得させたこと自体を違法行為と評価することは困難である。したがって、同原告が拠出した教育関係費、献金関係費及び物品購入費は、それらの拠出が宗教性を秘匿した伝道活動とは別の違法行為による損害と認められない限りは、違法行為により被った損害ということはできない。そこで検討すると、同原告の金銭拠出のうち、被害表2の番号6及び7の合計225万円については、拠出当時の同原告の生活状況に照らせば、金銭拠出の不足が信仰の怠りであるとの教化活動に影響されてのものと認めることができるから、違法な教化活動による損害ということができるが、それ以外の拠出については、不法行為による損害と認めることはできない。

(3) 原告 [ ] は、第3章において認定したとおり、原理研究会での活動を続けるため学生を続けるよう先輩信者から言われ、在籍していた短期大学に編入することを決め、父親である亡 [ ] がその編入費用を支払ったのである。

## 青年の伝道・教化課程

## 概略の説明

路傍伝道・新規トーク	ビデオセンター(VC)・2デイズ	ライフルトレーニング・4デイズ	新生トレーニング	実践トレーニング	伝道機動隊・珍味マイクロ	実践段階
伝道機動隊・勤労青年部員等	伝道課程(伝道部が所管)		教化課程(教育部が所管)		伝道機動隊	各支部の各部署
街頭・戸別訪問主体	約1ヶ月通い・2泊3日合宿	15日通い・4泊5日合宿	約1ヶ月合宿	献身するまで	数カ月～1年程度	一生の人も
200人VCへ・5割受講させる	再来4回、5割辞・VC終了、5割辞・残り25名	8～9割が次のコースに進む	1割・10名が統一協会員になる	5%・5名が献身者となる		
正体を隠し、目的を偽る	正体を隠し、統一原理の本音を教えないまま、「神の愛と導き」を実感できる環境に誘い込み、信仰を植えつける	正体を明かして教育をし、実践課題を与える	実践の訓練と献身準備	過酷な実践・信仰の強化	正体を隠して活動させる	
	宗教教義であることを隠し、本音を隠して受け容れやすい内容を、段階的に反復、分散して教える	本音の講義、原理講論を競争させて読ます				

## 青年の伝道・教化課程

### 正体を隠した伝道について

路傍伝道・新規トーク	ビデオセンター(VC)・2デイズ	ライフルーニング・4デイズ
伝道機動隊・勤労青年部員等	伝道課程(伝道部が所管)	
街頭・戸別訪問主体	約1ヶ月通い・2泊3日合宿	15日通い・4泊5日合宿
200人VCへ・5割受講させる	再来4回、5割辞・VC終了、5割辞・残り25名	8~9割が次のコースに進む
正体を隠し、目的を偽る	正体を隠し、統一原理の本音を教えないまま、「神の愛と導き」を実感できる環境に誘い込み、信仰を植えつける 宗教教義であることを隠し、本音を隠して受け容れられやすい内容を、段階的に反復、分散して教える	
		献身の決意をさせる→知人、親戚、親、兄弟からの隔離
		主の路程→奇跡の人、愛の人
		お父様の詩→神の愛の体现者、会場は涙、涙となる。→再臨のメシアを実感させる
		講師による激しい祈祷→聖歌
		メシア論・十字架の上で殺されていくイエス、神の心情を語る。
		サタンすら感動して自然屈伏するような葛城条件
		主の路程→特高警察に拷問を受けた。恩讐を越える愛の人 茶話会で口止めトーク
		再臨論。教会に火を放つなど残酷な行為→神がメシアを韓国人へ→日本人としての罪意識
		墮落=精神的な死
		過去の記憶を振り返り返す。自犯罪を実感させる。フラットライナーズ(映画)を見せる
		毎日、夕食時、神様を感じた人と報告させる。評議する→神を実感させる。
		祈りは神との対話
		親たる神の悲しみの心情
		報告・連絡・相談の開始、
ビデオセンター・新規トーク・転換期。 2デイズまで、真理が判る。有料。口止めトーク	1 ビデオセンター 2 デイズ 受講決定	1 ライフルーニング 2 デイズ受講決定
正体を隠した、虚偽の理由を告げての勧誘・対象者の選別(効率のよい人、お金のある人)	ビデオセンター 3 デイズ	3 神・罪・再臨のメシア文鮮明を実感・信仰させる

時間の流れ 左から右へ・下から上へ

それに対処する方法を学ぶため、ビデオセンターで勉強を続けるよう勧められるのである。

(4) ビデオセンターのスタッフや靈の親は、原告らの家庭環境、性格、悩みや問題意識など様々な情報を把握した上で、原告らの情緒と統一原理が共鳴するよう和勧していたということができる。

原告らの情緒と統一原理を共鳴させる手段として、統一原理と関係のない運勢鑑定（手相・姓名判断、家系図鑑定）が用いられることがある。そこでは、一信者が運勢鑑定の専門家を装うなどして、原告らの悩み、本人や先祖・家族の病歴その他不幸な出来事を巧みに聞き出した上で、先祖の因縁が根本原因であると説明し、因縁を清算しなければ子孫も不幸になるとして不安を煽り、原告らが、原罪や靈界・因縁が実在すると考えるよう仕向けるのである。

(5) このようにして、原告らをして、統一原理を浸透させるため周到に計画された一連の教育課程を進ませるのであるが、原告らに対しては、教育課程の一定段階（ライフトレーニングの後半）に至るまで、統一協会という名称はおろか宗教の伝道活動であることすら秘匿される。原告らから、宗教活動ではないのかなどと尋ねられた際にも、これを明確に否定し、あるいは巧妙にはぐらかすのである。

宗教教義として説明されるより、科学的言説を用いるなどして説明される方が、多くの人は、原罪や靈界・因縁が実在すると信じやすい。このことが明らかであるため、統一協会は、原告ら受講生が、原罪や靈界・因縁が実在すると信じ易い状況を作出するため、宗教性を秘匿するものと考えられる。

そして、宗教性を秘匿するため、宗教団体として世間一般で認知されている「統一協会」という名称は完全に伏せられるし、原告らが近親者や友人から宗教性を示唆される事態を防ぐため、ビデオセンターでの勉強内容を他人に話さないよう言葉巧みに受講生を口止めするものと考えられる。

## 学ぶことと信仰することに関する統一協会の主張

「統一原理を学ぶことは文師を再臨のメシアだと実感するのに役立つ前提知識を学ぶことにはなるが、教理を学んだだけで実感できるものではなく、こうした実感を持つには宗教的感性の啓発が必要となる。」

「真理を伝えること、神の愛と導きを実感することのできる環境を提供」している。

「統一原理を学んだ者がこれを真理だと確信するに至るのは・・・同教義が説くところの神や靈界の存在と導きを実感するようになるからである。」

## 青年の伝道課程

路傍伝道・新規トーク	ビデオセンター(VC)・2デイズ	ライフルトレーニング・4デイズ
伝道機動隊・勤労青年部員等	伝道課程(伝道部が所管)	
街頭・戸別訪問主体	約1ヶ月通い・2泊3日合宿	15日通い・4泊5日合宿
200人VCへ・5割受講させる	再来4回、5割辞・VC終了、5割辞・残り25名	8~9割が次のコースに進む
正体を隠し、目的を偽る	正体を隠し、統一原理の本音を教えないまま、「神の愛と導き」を実感できる環境に誘い込み、信仰を植えつける 宗教教義であることを隠し、本音を隠して受け容れられやすい内容を、段階的に反復、分散して教える	
ビデオセンター・2デイズ受講決定	口止めトーク・アベルカイン原則	献身の決意をさせる→知人、親戚、親、兄弟からの隔離
	歴史の同時性。再臨のメシアが今地上にいる。しかも最後のメシア	主の路程→奇跡の人、愛の人
	イエスの手の平に打ち込まれた釘、体の重さで裂ける手のひら	4デイズ お父様の詩→神の愛の体現者、会場は涙、涙となる。一再臨のメシアを実感させる
	失敗だらけの人類歴史	講師による激しい祈祷→聖歌
	吉展ちゃん事件	メシア論・十字架の上で殺されていてイエス、神の心情を語る。
	淫行に至るルーシェル、エバの心情を語る。	サタンすら感動して自然屈伏するような蕩滅条件
	地上生活の意義。今までの行いは靈人体が記憶している。先祖を救う責任。	主の路程→特高警察に拷問を受けた。恩讐を越える愛の人、茶話会で口止めトーク
	個性真理体、天宙無二の存在、そして、自然万物。	再臨論。教会に火を放つなど残虐な行為→神がメシアを韓国へ→日本人としての罪意識
	因縁を悪用して、先祖の罪を自覚させる。	堕落=精神的な死 過去の記憶を振り返れと指示する。自犯罪を実感させる
	才オセントン	毎日、夕食時、神様を感じた人と報告させる。評価する→神を実感させる。
ビデオセンター・新規トーク・転換期。2デイズまで、真理が判る。有料。口止めトーク	天使長とエバの淫行。罪の種類 原罪、遺伝罪、連帶罪、自犯罪。堕落性 4項目、45個	祈りは神との対話
	神の愛と肉身による善行が必要 靈人体を完成しないと地獄行き	親たる神の悲しみの心情
	神の創造目的は、人間を見て喜ばれるため。	報告・連絡・相談の開始、

## 時間の流れ 左から右へ・下から上へ

## 青年の伝道・教化課程

### 他の情報の遮断

## 時間の流れ 左から右へ・下から上へ

5年3月以降、居場所を転々と移した。

- ② 原告 [ ] は、知人の [ ] が脱会したことから、近く「拉致監禁」により棄教を強いられる恐れがあるとして、勤めている会社を退職して献身するよう指示され、指示に従って勤務先を退職し献身者となった。
- ③ 原告 [ ] は、平成2年12月、統一協会の指示により、家族に知らせずに自宅のあった札幌から出奔して稚内に移り、勤務先を無断欠勤した上で退職してしまい、その後、各地を転々としていた。
- ④ その姉である原告 [ ] も、平成3年1月、家族に知らせずに自宅のあった札幌から出奔して稚内に移り、その後、各地を転々としていた。
- ⑤ 原告 [ ] は、平成9年3月、韓国人相対者と暮らすため渡韓しようとする直前に家族に保護されたが、家族はサタンとつながっており、信者を「拉致監禁」して無理矢理に棄教させられると教え込まれていたため、大きな恐怖を感じ、家族の元から逃げ出して身を隠し、その後、平成9年11月ころに渡韓した。
- ⑥ 原告 [ ] は、近親者が保護する準備をしているとの情報が入ったことから、伝道活動を止め、平成9年3月以降、信者が営む植木屋でアルバイトをして身を隠していた。
- ⑦ 原告 [ ] は、昭和63年2月ころ、母親が心配して東京まで会いに来たが、「拉致監禁」を避けるため、隙を見てその場から逃げ出し、それ以降、統一協会の方針により、家族には居場所を知らせずに「[ ] ■」という偽名を使って生活するようになり、外出も自由にできなくなつたため、勤めていた会社を退職した。

(5) 統一協会が求める宗教的実践は、人生と財産を差し出し、経済活動に従事するという非常に特異なものである。何の拘束もなければ、隸属を嫌う人間の本質からみて、普通の人は、このような宗教的実践に疑問を感じ、それから逃れようとするはずである。それが分かっているから、統一協会において

は、信者が特異な宗教的実践から逃れようとするのを阻止するため、教化活動において、心理的及び物理的に社会から信者を隔離しようとするものと考えざるをえない。

### 5 実践の不足が信仰の怠りであるとする教化活動

(1) 前記第1章ないし第3章の事実認定から明らかなるとおり、原告らは、伝道を受けて入信した後、いずれも、再臨の救世主である文鮮明と同じ時期に自分が生きていることは奇跡であり、真理である統一原理を知った自分は選ばれた存在であるという使命感を持つようになり、たとえ、真理を知らない家族や知人の理解が得られなくとも、神と文鮮明のために尽くすことこそあるべき生き方であると感じるようになっている。

原告[ ]や原告[ ]に至っては、文鮮明が再臨の救世主であるとの教義にさほど惹かれなかつたにもかかわらず、靈界や因縁に関する教義に強く拘束され、自分が先祖の因縁を清算しなければならないという使命感は確信するようになり、先祖の救いのためと思って献金や物品購入をしていたのである。

(2) その使命感は、万物復帰と罪の清算（自分の原罪及び先祖の因縁を清算する使命）を実践する使命感である。その使命の実践は、結局、伝道と集金によって行われる。

(3) 伝道や集金が目標に達しない場合、信仰が足りない（信仰の怠りがある）とされ、原告らは、使命を果たしていないと感じるよう教化される。原告らは、自分が使命を果たさない場合、自分自身はもとより家族や先祖も救われないことになると教え込まれていたため、伝道や集金が思うようにできないことは、原告らにとって不安や恐怖をもたらすことになる。

この不安や恐怖が、さらに伝道や集金の動機付けとなっていることも明らかである。

### 第3 統一協会の経済活動の特徴

(6) 多くの日本人なら、宗教性が秘匿されようがされまいが、旧約聖書を題材にした原罪の話など「古事記」同様の神話にすぎないと考えるであろうし、靈界・因縁の話などは迷信にすぎないと考えるであろうと思われ、また、受講を秘密にするよう告げられることにも胡散臭さを感じるであろうから、宗教性が秘匿されたまま講義を受けたとしても、原罪や靈界・因縁が実在するとは感じないと思われる。

しかし、宗教性が秘匿されたまま原罪や靈界・因縁の話を聞かされた場合、これを神話や迷信にすぎないと突き放すことができず、それらが実在するのではないかと感じる人は必ず一定割合でいるはずである。

このような人が家族や友人に内緒で受講を続け、繰り返し、原罪や靈界・因縁に関する講義が「真理」であると告げられた場合、それら害悪が実在し、それら害悪こそが人間社会の不条理の原因であると納得したい、そう信じたいとの強い感情に陥ること、そして、その感情がその人の内面を支配した場合、その人は原罪や靈界・因縁の実在を信じて疑わない状態に陥ることが容易に想像される。

原罪や靈界・因縁の実在を信じて疑わないことは信仰を受け入れたに等しいが、ここでは神秘に帰依するという選択を経て信仰を得たのではなく、神秘と事実を見誤って信仰を得たのである。

このような信仰の伝道は、非常に不公正なものである。もし、同様の手法が経済取引（金融商品や健康関連商品の購入の勧誘など）において行われれば、独占禁止法、特定商取引法その他の様々な法律により、違法とされ、取締りがされることになるはずである。

(7) ライフトレーニングの後半には、受講生が、原罪や靈界・因縁の実在を信じて疑わない状態に達し、それに対処するための答えを望むようになるため、この段階で、初めて、統一協会の名が明らかにされる。

「主の路程」の講義の後に、受講生が信者から「メシアを明かされておめ

## 学ぶことと信仰することに関する統一協会の主張

「統一原理を学ぶことは文師を再臨のメシアだと実感するのに役立つ前提知識を学ぶことにはなるが、教理を学んだだけで実感できるものではなく、こうした実感を持つには宗教的感性の啓発が必要となる。」

「真理を伝えること、神の愛と導きを実感することのできる環境を提供」している。

「統一原理を学んだ者がこれを真理だと確信するに至るのは・・・同教義が説くところの神や靈界の存在と導きを実感するようになるからである。」

## 青年の伝道・教化課程

罪意識を与え、維持、深化させる

路傍伝道・新規トーク	ビデオセンター(VC)・2デイズ	ライフルトレーニング・4デイズ	新生トレーニング	実践トレーニング	伝道機動隊・珍味マイクロ	実践段階	
伝道機動隊・勤労青年部員等	伝道課程(伝道部が所管)	教化課程(教育部が所管)	約1ヶ月合宿	献身するまで	伝道機動隊	各支部の各部署	
街頭・戸別訪問主体	約1ヶ月通い・2泊3日合宿	15日通い・4泊5日合宿			数カ月～1年程度	一生の人も	
200人VCへ・5割受講させる	再来4回、5割辞・VC終了、5割辞・残り25名	8～9割が次のコースに進む		1割・10名が統一協会員になる	5%・5名が献身者となる		
正体を隠し、目的を偽る	正体を隠し、統一原理の本音を教えないまま、「神の愛と導き」を実感できる環境に誘い込み、信仰を植えつける 宗教教義であることを隠し、本音を隠して受け容れられやすい内容を、段階的に反復、分散して教える	正体を明かして教育をし、実践課題を与える 本音の講義、原理講論を競争させて読ます	実践の訓練と献身準備	過酷な実践・信仰の強化	正体を隠して活動させる		
ビデオセンター・2デイズ受講決定	1. 口止めトーク 歴史の同時性。再臨のメシアが今地上にいる。しかも最後のメシア 2. 失敗だらけの人類歴史 3. 吉展ちゃん事件 淫行に至るルーシェル、エバの心情を語る。 地上生活の意義。今までの行いは靈人体が記憶している。先祖を救う責任。 4. 個性真理体、天宙無二の存在、そして、自然万物。 5. 因縁を悪用して、先祖の罪を自覚させる。	1. ライフルトレーニング 主の路程→奇跡の人、愛の人 2. ディズ イ・再臨のメシア 3. 神・罪・再臨のメシア 4. 神・罪・再臨のメシア 5. 神・罪・再臨のメシア 6. 神・罪・再臨のメシア 7. 神・罪・再臨のメシア 8. 神・罪・再臨のメシア 9. 神・罪・再臨のメシア 10. 神・罪・再臨のメシア 11. 神・罪・再臨のメシア 12. 神・罪・再臨のメシア 13. 神・罪・再臨のメシア 14. 神・罪・再臨のメシア 15. 神・罪・再臨のメシア 16. 神・罪・再臨のメシア 17. 神・罪・再臨のメシア 18. 神・罪・再臨のメシア 19. 神・罪・再臨のメシア 20. 神・罪・再臨のメシア 21. 神・罪・再臨のメシア 22. 神・罪・再臨のメシア 23. 神・罪・再臨のメシア 24. 神・罪・再臨のメシア 25. 神・罪・再臨のメシア 26. 神・罪・再臨のメシア 27. 神・罪・再臨のメシア 28. 神・罪・再臨のメシア 29. 神・罪・再臨のメシア 30. 神・罪・再臨のメシア 31. 神・罪・再臨のメシア 32. 神・罪・再臨のメシア 33. 神・罪・再臨のメシア 34. 神・罪・再臨のメシア 35. 神・罪・再臨のメシア 36. 神・罪・再臨のメシア 37. 神・罪・再臨のメシア 38. 神・罪・再臨のメシア 39. 神・罪・再臨のメシア 40. 神・罪・再臨のメシア 41. 神・罪・再臨のメシア 42. 神・罪・再臨のメシア 43. 神・罪・再臨のメシア 44. 神・罪・再臨のメシア 45. 神・罪・再臨のメシア	1. 献身・青年部 2. 伝道の実践 3. 神体験 4. 精神的準備				
ビデオセンター・新規トーク・転換期。2デイズまで、真理が判る。有料。口止めトーク	天使長とエバの淫行。罪の種類、原罪、遺伝罪、連帶罪、自犯罪。堕落性本性 4項目、45個	神の愛と肉身による善行が必要 靈人体を完成しないと地獄行き 神の創造目的は、人間を見て喜ばれるため。	1. 献身・青年部 2. 伝道の実践 3. 神体験 4. 精神的準備				
正体を隠した、虚偽の理由を告げての勧誘・対象者の選別(効率のよい人)							

時間の流れ 左から右へ・下から上へ

## 脳の37と知能

ハルカはこどもをもっている。

脳細胞の数が多いほど賢い。

## 脳の細胞と知能

人間 140億

タコ 2億

成年 1000g ← 赤ちゃん 400g

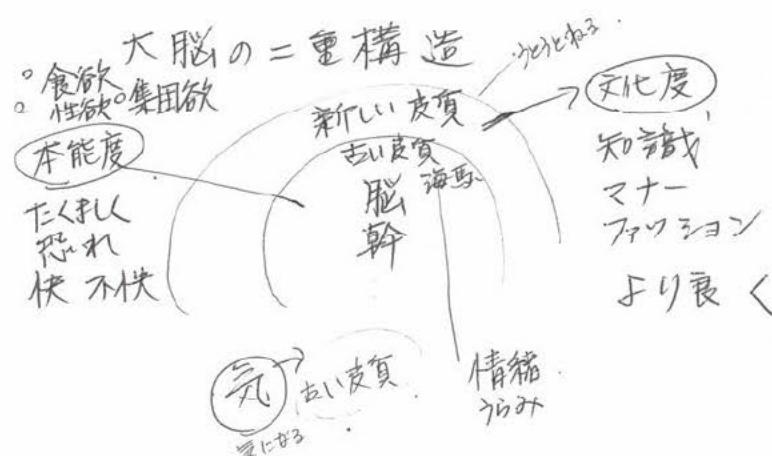
体重 60kg ← 3kg

サル 8億

新生 400g

再生しづらい

ニューロンの成長



- 古い皮質にさかんされた情緒 うらみは覚えない
- 情にうつたえた記憶は忘れない

しゃりと覚えさせたらかさにくり返す覚えなければいけない

コマーシャル

本能度

赤ちゃん 集団欲 (スキンシップ)

集団欲は性欲

孤独との戦い

何もない人

人はささえ合っていけないわけ

## 古い皮質

子供に対して何もしない

## ○ 古い皮質 の安全弁

疲れると

眠く

ライラ

11コーセー

犯罪

自殺

安全弁

11にようこひ

睡眠

睡眠

歌、かのう

アルコール

かけこみ

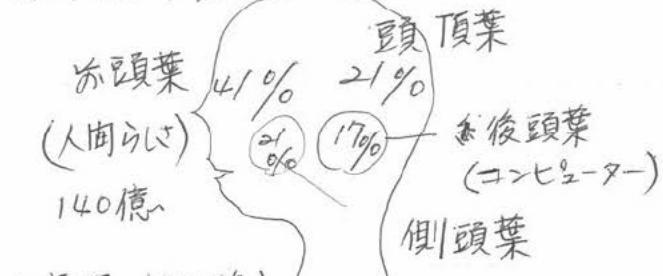
ストレス

11にようこひを与えると、これらのものはかいしょする

育児 → 11に喜びもつ場合ストレスロバ"かいしょする  
寝た子供から喜びを返してくれる。

## 新しい皮質の分布図

## 脳細胞の分業



文章題 (前頭葉)

● 神の座

## ○ 後頭葉 ~ 記憶の倉庫

## ○ 五感を通して

● 視、聴、味、臭、触

● ニオイで「」を完成

● この時期のものは「」正常化。とりわけ環境

況に合ったピアノの演奏をしたり、CDをかけて、「お父様の詩」を朗読する演出がある。「お父様の詩」の内容は、「今までお前は、自らの内にある罪のために、汚れのために悩んできたね。けれどもそういうお前を、この私が一度でも責めたと思うか。非難したと思うか。また、そのようなお前から醜いといって顔をそむけたことがあると思うか。そういうことのゆえにお前が苦しみ悩む前に私自身が涙を流したのだよ。数々の罪を持って生まれて来なければならなかつたあわれな立場、そういう立場に立たせなければならなかつたお前のゆえにお前が、悩む前から私自身が悩んだのだ。私が、お前に与えた生命のゆえに、私がお前を愛したのだ。お前は、私の子なのだ。」というものである。会場は涙に覆われる（証人 [REDACTED] 証人 [REDACTED] [REDACTED]）。午後6時30分から夕食、入浴、質問会の後、献身の決意を求める班長面接がある。班長は、自分自身も乗り越えて献身したことなどを明かす、感想文の記載等がされ、午後11時解散、就寝。

#### d 第3日目

午前6時起床、洗面、体操、清掃。午前7時朝の礼拝。進行等が自らの信仰に至るまでの体験談を語る。午前8時朝食。午前9時から「同時性」、「再臨論」、「主の路程」の講義がされる。午後0時30分昼食、食後に仮眠。午後2時から「主の路程」の講義がされる。文鮮明が前妻と別れたのは、前妻が責任分担を果たさなかつたからであること、明日死刑になるはずだった日に戦争が終わり脱出できたり、文鮮明の付近には爆弾が降ってこなかつたなど、文鮮明の周りに奇跡としか言いようのない出来事が次々と起こつたことなどが講義される。午後5時30分、「真実」のビデオが見せられる。その内容は、そのころの宗教法人の牧師たちが、法人の金を自分名義の口座に入れて税金を払わないことは普通だったのに、文鮮明は脱税で訴えられたが、ダンベリーの刑務所に入ることが摺理であることを知つていた文鮮明は潔く入獄し、当初文鮮明を馬鹿にしていた囚人たちが次第に文鮮明を慕うようになったなどというものである。午後6時30分夕食。午後8時講話。午後10時感想文の記載、班長面接。午後11時解散、就寝。

り、人は、言葉による論理的な説明を理解して信仰を得る（神秘に帰依する）  
のではない。

神秘に帰依するとの選択は情緒を大きく動かされて初めて可能であり、そ  
うであるが故に、一旦、人が信仰を得た場合、その信仰がその人の心や行動を支  
配する力は絶大である。信仰は、人を教義や宗教的権威に隸属させる力を持っ  
ているのである。

3 信仰を得ること、すなわち神秘に帰依するとの選択が上記のようなものである以上、教義や宗教的権威の言葉が間違っていることを言葉により論理的に証明してみせても、人の信仰を揺るがすことはできないのであって、一旦、ある者が信仰を得て信者となった場合、神が授けた教えに服従しようとする思考や生活態度は、極めて強固なものとなる。ましてや、現に生存し言葉を発する文鮮明を救世主とする統一協会の信仰にあっては、文鮮明の発する言葉に対する絶対的服従が習慣化することは必然である。

4 憲法20条による信教の自由の保障は、宗教活動の自由の保障をも含むものと解されているから、わが国においては、他人に一神教の信仰を得させようとする伝道活動も原則として自由である。すなわち、神秘に帰依し教義に隸属することを勧誘しても構わないのである。

しかし、わが国は、政教分離を前提とした近代的な法治国家であるから、ある行為が適法か違法かという法的判断は、法律によって決せられるし、法律の解釈適用は社会一般の（いわば世俗の）倫理観・価値観を通じて行われる。宗教活動に対する適法・違法の法的判断でも変わりはない。

例えば、宗教的実践として苦痛を加える修行をさせる場合、その態様や結果が過酷で、社会一般の倫理観・価値観に照らして（すなわち宗教的観点からではなく客観的にみて）可罰的と評価される場合、刑法による訴追を免れない。また、可罰的とまでは評価されないとしても、ある宗教活動が、社会一般の倫理観・価値観に照らして（すなわち宗教的観点からではなく客観的にみて）

## 学ぶことと信仰することに関する統一協会の主張

「統一原理を学ぶことは文師を再臨のメシアだと実感するのに役立つ前提知識を学ぶことにはなるが、教理を学んだだけで実感できるものではなく、こうした実感を持つには宗教的感性の啓発が必要となる。」

「真理を伝えること、神の愛と導きを実感することのできる環境を提供」している。

「統一原理を学んだ者がこれを真理だと確信するに至るのは・・・同教義が説くところの神や靈界の存在と導きを実感するようになるからである。」

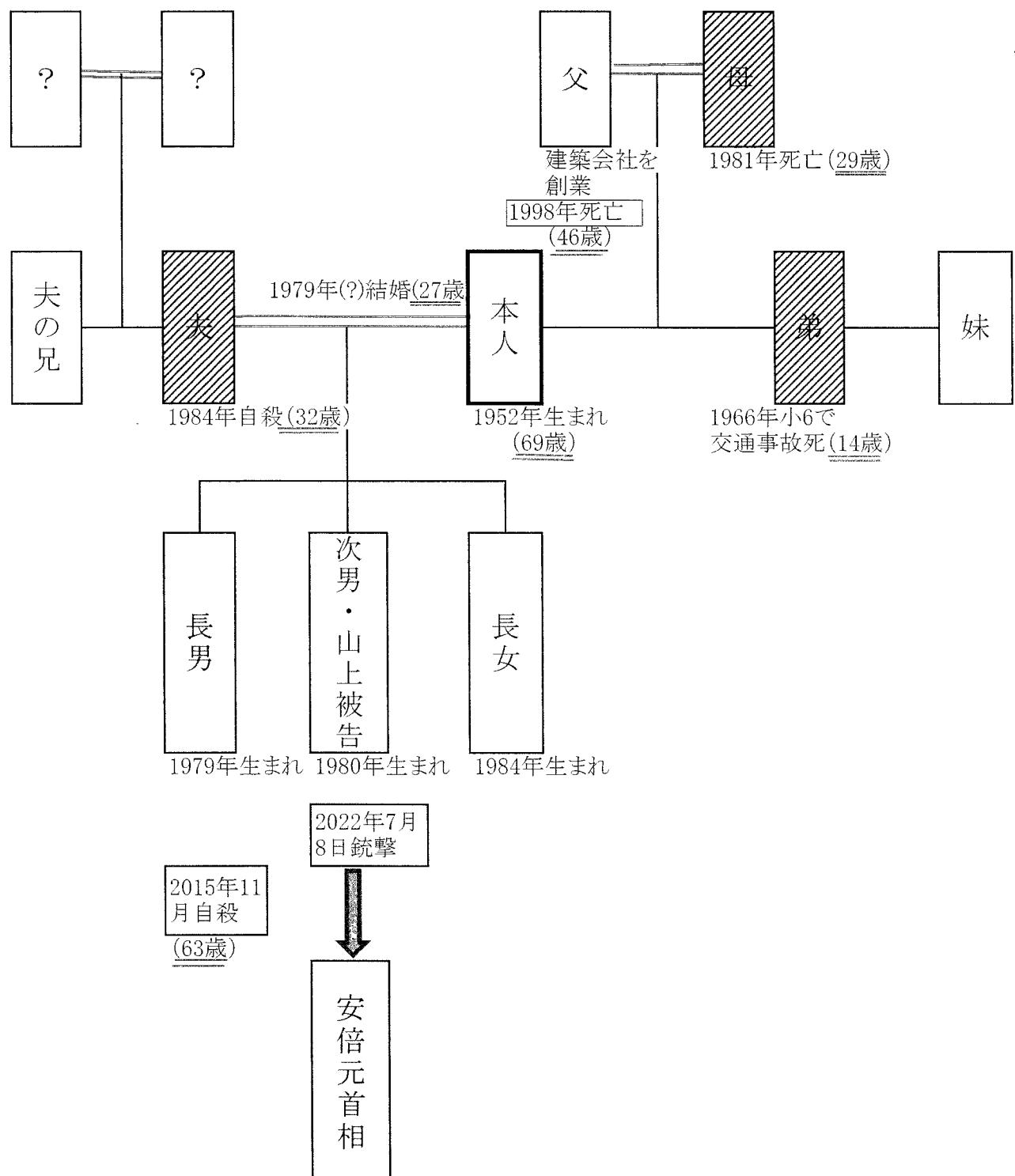
## 青年の伝道・教化課程

### 回心後、与えられる実践課題

路傍伝道・新規トーク	ビデオセンター(VC)・2デイズ	ライフルトレーニング・4デイズ	新生トレーニング	実践トレーニング	伝道機動隊・珍味マイクロ	実践段階
伝道機動隊・勤労青年部員等	伝道課程(伝道部が所管)		教化課程(教育部が所管)		伝道機動隊	各支部の各部署
街頭・戸別訪問主体	約1ヶ月通い・2泊3日合宿	15日通い・4泊5日合宿	約1ヶ月合宿	献身するまで	数カ月～1年程度	一生の人も
200人VCへ・5割受講させる	再来4回、5割辞・VC終了、5割辞・残り25名	8～9割が次のコースに進む		1割・10名が統一協会員になる	5%・5名が献身者となる	
正体を隠し、目的を偽る	正体を隠し、統一原理の本音を教えないまま、「神の愛と導き」を実感できる環境に誘い込み、信仰を植えつける	宗教教義であることを隠し、本音を隠して受け容れられやすい内容を、段階的に反復、分散して教える	正体を明かして教育をし、実践課題を与える	実践の訓練と献身準備	過酷な実践・信仰の強化	正体を隠して活動させる
ビデオセンター・2デイズ受講決定	ビデオセンター(VC)・2デイズ	ライフルトレーニング・4デイズ	新生トレーニング	実践トレーニング	伝道機動隊・珍味マイクロ	実践段階
ライフルトレーニング・4デイズ受講決定	ライフルトレーニング・4デイズ受講決定	ライフルトレーニング・4デイズ受講決定	新生トレーニング	実践トレーニング	伝道機動隊・珍味マイクロ	実践段階
新規トーカー・転換期。2デイズまで、真理が判る。有料。口止めトーカー	ビデオセンター(VC)・2デイズ	ライフルトレーニング・4デイズ受講決定	新生トレーニング	実践トレーニング	伝道機動隊・珍味マイクロ	実践段階
正体を隠した、虚偽の理由を告げての勧誘・対象者の選別(効率のよい人、お金のある人)	ビデオセンター(VC)・2デイズ	ライフルトレーニング・4デイズ受講決定	新生トレーニング	実践トレーニング	伝道機動隊・珍味マイクロ	実践段階

時間の流れ 左から右へ・下から上へ

A子さんの現在の家族関係図（報道による）  
(カッコ内の年齢はA子さんの年齢)



## 統一協会の伝道・教化活動が違法であることの基準

- (1) 正体を隠した伝道活動と自己啓発その他の虚偽の理由で伝道・教化課程の最初の段階であるビデオセンターに誘い込むこと。
- (2) 宗教教義であることを明らかにしないで統一原理を真理であるとして教え、不公正な教え方によって浸透させること。
- (3) 神について教え、心理学の技術を利用した操作で、神の実在を実感させることと、それによってメシアが今地上に降臨しているとの講義を真理と認識させること。
- (4) (3) の認識と自由意思を阻害した方法で実感させた罪意識で文鮮明を再臨のメシアであると受け入れさせること。
- (5) (4) を前提知識としてフォーデイズで「お父様の詩」の朗読という、文鮮明の愛を実感させる環境に、そのことを知らせずに参加させ、文鮮明を再臨のメシアと実感（信仰）させること。
- (6) 宗教的実践課題が宗教的回心発生前に開示されていないこと。
- (7) 違法な行為をも正しいこととして実行させるために、統一協会に隸従させられること。
- (8) 人生を差し出し、経済活動、伝道活動をせよとの宗教的実践課題から逃れさせないため、新生トレーニングから肉親との物理的隔離を実行し、献身させて社会とも切り離して組織に取り込んでしまうこと。
- (9) 実績の不足は信仰の怠り＝救済の否定という教義により、家族の収入

に秘して不相当に高額な献金をさせること、金融業者から借金しての献金をさせること、親族に嘘について金を借りさせ、それを献金させること。預かっている親族の預金等を無断で献金させること。

## 基調講演 2

### 「信教の自由・宗教団体・市民社会秩序—信教の自由の再定位へ」<sup>1</sup>

山元 一（慶應義塾大学大学院法務研究科・憲法）

#### はじめに

統一教会（協会）問題 1981年夏の個人的な経験、1992年桜田淳子・集団結婚式→安倍元首相狙撃殺害事件（2022年7月8日）

フランスの思想家エルネスト・ルナン→「教会は成功したセクトである」／憲法学者ジャック・ロベール セクト→「生成中の宗教」かもしれない

\*フランス語のセクトは、英語ではカルトと呼ばれる閉鎖的熱狂的な宗教集団

閉鎖性・排他性・独善性・狂信性・被迫害感・反社会性に彩られた社会集団

＜憲法の保障する信教の自由＞とカルト規制とのアンビバレントな関係  
→自由な宗教活動の擁護の要請⇒宗教活動における個人の尊重の要請

## I 憲法における信教の自由の保障と宗教の位置づけ

### （1）人権カタログにおける信教の自由の保障

宗教の自由→「自由権のカタログにおいて花形的地位」（宮沢俊義）

### （2）日本憲法における信教の自由

#### 1. 大日本帝国憲法における信教の自由

憲法 28条「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」 戦時下における宗教弾圧

#### 2. 日本国憲法における信教の自由

日本国憲法は宗教に関する規定として、20条及び89条の規定を置いている。

憲法 20条「第1項 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。第2項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

<sup>1</sup> 詳しくは、山元一「信教の自由・宗教団体・市民社会秩序」『消費者法研究』13号〔2022年〕85頁以下、参照

憲法 89 条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」→政教分離

日本国憲法は、<宗教的多元主義の社会>を擁護→一お互いの宗教心に照らせば、他者は非合理的な宗教的信条を抱いていると感じる人々同士が、戦争状態にならずに、お互いを尊重し合うことのできる社会を構築することを目指す。

### 3. 日本国憲法における宗教の位置づけとそれに対する配慮

「個人の尊重」（憲法 13 条）を最も重要な基本原理として掲げる日本国憲法は、各人が自らの信仰を選び取り、それを基盤として行われる種々様々な宗教的実践行為を行うことを、「思想・良心の自由」（憲法 19 条）の保障対象とは独立して保障することを通じて大きな敬意を払っている

信教の自由とは？ 三つの構成要素：A 信仰の自由、B 宗教的行為の自由、C 宗教的結社の自由（芦部信喜）

A 「信仰の自由」→「宗教を信仰し、または信仰しないこと、信仰する宗教を選択し、または変更することについて、個人が任意に決定する自由」

- ① 内面的な信仰の自由の外部への表現である信仰告白の自由
- ② 信仰または不信仰のいかんによって特別の利益または不利益を受けない自由
- ③ 親が子どもに自己の好む宗教を教育し自己の好む宗教学校に進学させる自由および宗教的教育を受けまたは受けない自由

B 「宗教的行為の自由」→「信仰に関して、個人が単独で、または他の者と共同して、祭壇を設け、礼拝や祈禱を行うなど、宗教上の祝典、儀式、行事その他布教等を任意に行う自由である」

C 「宗教的結社の自由」→「特定の宗教を宣伝し、または共同で宗教的行為を行うことを目的とする団体を結成する自由」

### 4. 宗教法人法と解散命令

法人制度→「いわゆる自然人以外のもの（団体・財産）に、その独自の社会的価値をみとめ、一定の範囲で法律上の権利義務の主体とする法技術」（大石眞）

宗教法人法→宗教団体が宗教性を帯びているという特殊性に基づいて、一定の条件を満たすものに対して、私法上の非営利法人の一類型として宗教法人としての法人格を認める

解散命令の要件 ①「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」（81 条 1 号）、②「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」をしなくとも、「第 2 条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと」

### 5. 解散命令の意義と要件

前例→オウム真理教解散命令事件・最高裁決定(最小決 1996 年 1 月 30 日民集 50 卷 1 号 199 頁)

解散命令の要件 解散は、宗教団体に大きな負のインパクトを与えるので、以下の要件を踏まえて慎重に検討されるべき

- ① 現在までの被害の甚大性や広汎性
- ② 同団体の幹部層の主導によって信者らに組織的継続的な活動を行わせるものであった否か
- ③ そのような活動に関して幹部層の法的責任(民事責任とりわけ刑事責任)を認める司法判断がなされてきたか否か
- ④ 違法行為を主導していなかった非幹部層の一般の信者が当該宗教団体の健全化を実現することが可能か否か
- ⑤ 当該宗教団体による将来的な被害発生の蓋然性等の種々の要素を勘案して、当該宗教団体に対して解散命令を下す必要性があるかどうかを考えるべき。

## II 信者・宗教団体のための特別利益付与や一般的義務免除と市民社会秩序

### (1) 様々な類型

信者・宗教団体のための特別利益付与や一般的義務免除の類型としては、以下のものが考えられる。

#### A 信者に対する特別利益付与

現在のところ具体的な事例は存在しない

#### B 宗教団体に対する特別利益付与

各種租税の減免措置←「宗教尊重」の考え方

#### C 信者に対する一般的義務免除

良心的兵役拒否制度の重要性、日本の判例→日曜日授業参観事件とエホバの証人剣道受講拒否事件

#### D 宗教団体に対する一般的義務免除

租税の減免措置?

### (2) 高柳信一における市民社会秩序と信教の自由

加持祈禱事件・最高裁判決(最大判 1963 年 5 月 15 日刑集 17 卷 4 号 302 頁)

「第一審判決およびこれを是認した原判決の認定したところによれば、被告人の本件行為は、被害者乙山春子の精神異常平癒を祈願するため、線香護摩による加持祈禱の行としてなされたものであるが、被告人の右加持祈禱行為の動機、手段、方法およびそれによつて右被害者の生命を奪うに至つた暴行の程度等は、医療上一般に承認された精神異常者に対する治療行為とは到底認め得ないというのである。しかば、被告人の本件行為は、所論のように一種の宗教行為としてなされたものであつた

としても〔強調筆者〕，それが前記各判決の認定したような他人の生命，身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当るものであり，これにより被害者を死に致したものである以上，被告人の右行為が著しく反社会的なものであることは否定し得ないところであつて，憲法 20 条 1 項の信教の自由の保障の限界を逸脱したものというほかはなく，これを刑法 205 条に該当するものとして処罰したことには，何ら憲法の右条項に反するものではない。」

本判決に対する評価の分裂→刑法研究者の原田保（これでは，信教の自由の保障が足りない）  
vs 憲法学者の安念潤司（この判例に従えば，信教の自由から場合によっては刑事罰を逃れうる場合も想定しうる）

ここで提起されるべき問題は，同じ宗教上の理由を援用し，宗教に対して特別の配慮を要求する事例において，良心的兵役拒否や牧会活動事件（この事件では，犯人蔵匿罪が問われた）においては，信教の自由に基づく主張に憲法上の正当性が認められるのに対して，加持祈禱事件においては，どうしてそれが否定されるべきなのか，ということである。この点に関して，高柳信一は，市民社会のモデルを提示して，そのような憲法論を整合的に説明するために，基本的視座を提示した。

高柳は，アメリカ憲法判例においてモルモン教徒の重婚が問題となり，最高裁によって重婚罪の適用を合憲とする判決が出されたことに着想を得て，国家法による市民に対する強制を二つの場面に区別した。

第一は，市民間の相互的関係の下に観念される市民社会において権利侵害がなされた場合  
→加持祈禱事件

第二は，国家と市民が対峙する場面  
→良心的兵役拒否や牧会活動事件

第二の場面においては，「その違反が国家の威信を傷つける等狭義の国家的法益を侵害するにすぎず，また直接具体的被害者を伴わない場合には，人民の神に対する義務を優先せしめ，世俗的権力に対する義務の履行を権力によって強制することによって，これと両立しない当該信仰の放棄を事実上強いることを差し控える」，とされる。

### **(3) 市民社会秩序における基本的権利の侵害禁止の検討**

一つ目の問題は，高柳の議論によって，宗教上の行為が十分に保障されるだろうか，という問題→高柳の議論は，加持祈禱事件・最高裁判決の判旨の枠組に忠実であるがゆえに，たとえ宗教上の行為であっても，かかる行為が「著しく反社会的な」行為であれば憲法による宗教への配慮要請が遮断され，その結果，少なくともこの局面では信教の自由の保障は意味をもたないのか，という疑問が生じる。

二つ目の問題→高柳が展開していなかった市民社会秩序における信教の自由の保障の実質的意義をめぐる問題

高柳は，「最も重要な基本的な権利」として，「人の生命・身体・自由意思に対する権利」を列举している。ここでの高柳の議論の法的射程は，対国家の権利として各個人に保障されるべきものとしての「生命・身体・自由意思」ではなく，市民相互間でその尊重が義務づけられるもの

としての「生命・身体・自由意思」である。そこから、通常の犯罪とされてきた脅迫・強要・恐喝などの自由意思の抑圧を伴う行為だけでなく、信仰心の形成と解消をめぐる自由意思の確保へとより実質的な思考を展開する可能性を秘めている。 →信教の自由の再検討の必要性

### ＜信教の自由の保障と靈感商法＞

＜科学的に効能が実証できない祈禱行為による金銭の授受＞は、靈感商法という組織的な問題行動と識別することが困難な要素を含む。少なくとも、通常人が共有し得ない思考や感覚ではあっても、真摯な宗教的信条に基づいて、その宗教内在的に重要な行為を行った場合には、それがたとえ「人の生命・身体・自由意思に対する権利」を侵害する行為を随伴していたとしても、被害者側の宗教的信条と感覚を共有しつつ行われたものであったかを検討し、またもたらされた結果の重大性をもあわせ考慮しつつ、責任阻却ないし責任軽減の方向を模索することが、信教の自由を重視する憲法の要請するところとなる。

## III フランスにおけるセクト（カルト）規制と市民社会秩序像

### (1) フランスにおけるセクト対策の特質

セクト規制法（人権と基本的自由を侵害するセクト的活動の予防及び取締を強化することを目的とする 2001 年 6 月 12 日の法律）

### ＜本法の特徴＞

- ① 信教の自由の保障の見地およびセクトの定義づけの困難性から、宗教団体の中からセクトに当たるべき宗教団体を定義づけすることを行わずに、「セクト的な社会逸脱行為」と表現される状況に注目し、宗教団体であると否とにかかわらず、そのような状況に人々を巻き込むセクト的活動の監視及び取締りを行うことを目指している。これは、既成宗教とセクト的宗教をなんらかの一定の定義に基づいて区別することが不可能であるとの判断に基づく。  
→ヨガ、自己開発サークル、コーチング、ヴィーガン運動、マルチ商法
- ② 「その活動に参加する人々の心理的肉体的従属状態を維持または利用する目的又は効果を有する団体」の解散命令を、その団体の指導者が一定の刑事罰を受けた場合に下すことができる（1条1項）。
- ③ 刑法典3章（「人を危険にさらす行為について」）の223-15条に「無知または脆弱な状態の不正利用について」と題する6の2節を追加し（223-15条2-4）、未成年ないし年齢・病気・身体障害・肉体的あるいは精神的欠陥・妊娠に由来する状況が明らかで行為者がそのことを知っており、重大あるいは繰り返される圧力あるいはその判断を変えさせるための技術の行使の結果として、心理的あるいは肉体的服従状態にある人を、その人に重大な損害をもたらす行為あるいは不作為に導くという「無知または脆弱な状態の不正利用」を行った者に対して刑事罰（3年間の拘禁と250万フラン〔現在は、37万5000ユーロ〕）を科すものである。本法のもっとも重要なポイントはここにあり、かかる行為を禁じることを通じて、「セクト的な社会逸脱行為」を社会から除去しようとする。

「セクト的逸脱行為関係省庁警戒対策本部」の定義によれば、「セクト的な社会逸脱行為」とは、「公序、法令、基本的権利、安全、人の健全な状態(intégrité)に侵害をもたらす思想・意見・宗教の自由の逸脱・濫用(dévoiement)である。それは、その性質ないし活動がいかなる性質のもので

あれ、組織化された集団あるいは個々の人によって、その目的がある人の心理的肉体的服従状態を創出・維持・利用し、その者から自由意思の一部を奪い、その人・関係者・社会に対して損害をもたらす結果を生じさせる圧力あるいは技術を行使することによって特徴づけられる」

フランスのセクト規制法は、「精神的操作」という他者を服従状態に陥れ自由な意思決定ができない状態におく行為自体を捉えて取締りの対象とするもの。

本法を制定するに至ったフランス法のあり方を的確に理解し、そこから示唆を汲み取るためには、視野を広げて現代フランス共和主義（＝「闘う共和国」）の市民社会秩序に目を向けることが重要である。

## **(2) フランスにおける「闘う共和国」の市民社会秩序**

現代フランス社会の基本的認識→個人が市民社会から離脱して引きこもること、そして宗教的であれ非宗教的なものであれ、およそ閉鎖的な集団を形成することが警戒視され、その集団の凝集性が強度であれば、そこに構成員による「精神的操作」の介在が疑われる→そのためには、「道徳的文明」に基づき、活力ある市民社会に支えられた共和主義的な国民統合を精力的に推し進め必要がある。

フランスの若手法学者 ヴァランタン・ガザーニュ＝ジャムス→行き過ぎを「市民的良心の消滅」をもたらしかねないと警戒視しつつ、その上で、「個人が自由で自律的な仕方で共生する能力を維持することを目的とする社会生活の要求の合理的な規律」を模索しようとする。

## **(3) 信教の自由の再定位へー今改めて、「自由」とは何か？**

憲法における「自由」の意味の再検討の必要性 従来は、主に「国家権力からの自由」と理解された。

国家公権力であれ私的権力であれ、恣意的な支配を及ぼしてくる主体に対して、かかる支配を阻止することこそが自由の意義。このような考え方を基礎におくとき、憲法の自由権の射程範囲は対国家公権力に限定されず、私的権力もまたそこに含まれることになる。→「自由」＝「恣意的な支配からの自由」

日本では、信教の自由は、これまでの憲法学によれば、対国家的な権利保障であると考えられてきた。信教の自由が私人間効力を有しうることについては事例によっては否定されないが、学説が注目する具体的問題としては、墓地利用に関する問題や離婚原因に関して宗教の違いを主張しうるか、私企業における宗教行事への強制参加問題等の場面に限定されてきた。

これに対して、統一教会問題に関する判例では、いわゆる「青春を返せ訴訟」札幌地裁判決（2001年6月29日判タ1121号202頁）が、「特定の宗教の信者が、その属する宗教団体への加入を勧誘し、教義の学習を勧奨してその費用を收受し、献金を懇意してこれを收受し、宗教団体の活動への参加を求めるることは、信教の自由により保障された宗教活動ということができるが、他面、それらは、その相手方の信教の自由を始めとする基本的人権を侵害するおそれもある〔強調筆者〕ことにかんがみると、自ずから内在的な制約があることを免れない。」とし、また、同地裁2014年3月24日判決は、統一教会は信教の自由を有しているが、「対象者も信教の自由、すなわち当該宗教に帰依するか否かを選択する自由を有しているのであり、対象者のこの信教の自由を侵害する方法による伝道・教化活動は許されない」

→これらの判決は、対国家権力だけではなく、対等な市民同士にかかる個人相互間の信教の自由の保障について、宗教団体の強圧的な命令・指導の下で行われ、その単なる道具と化したある信者個人による、その団体の外部にいる他の個人に対する信教の自由の侵害可能性を承認した上で、その限界を具体的に考察している。

これから日本憲法学は、宗教団体の教義の内容の是非や正邪に立ち入ることなく、その保障の法的限界論をより丁寧な仕方で考察する憲法解釈論を提出することが重要な課題となる→宗教的なものへの勧誘行為、引きとめ行為、信者としての生活あり方等のプロセスや方法の妥当性を検討することが重要

## むすびにかえて

・「精神操作」行為に刑事罰を科す立法を日本で導入しようとすれば、憲法31条の要請である刑罰法規の明確性をクリアできるかどうかについての疑問が生じる。

・<市民の信教の自由の保障>の名の下になされる具体的な立法のあり方は、市民社会において決して特定のグループに対する排除を行わず、眞に個人に対して信教の自由を実質的に保障することを通じて、宗教的に多様な人々にその存在にふさわしい尊厳を与え、そのような人々を等しく市民社会秩序に包摂するものでなければならない。

## 第34回日弁連夏季消費者セミナー「靈感商法等の実態を知り、救済と予防を考える」

2024.7.6 沖野眞己（東京大学）

民事実体法の観点から： 望まない法律行為からの解放・経済的被害の回復

### 1 民事実体法上の2つのルート

- ①経済的被害を与える行為をとらえ、不法行為として損害賠償請求
  - (あ) 契約・法律行為への勧誘行為 意思決定の自由の侵害・契約等の締結が損害
  - (い) 伝導・教化行為 信教の自由の侵害・全人格的な侵害
- ②望まない法律行為（へと追い込まれていること）をとらえ、法律行為の効力を否定し、原状回復を請求

①(あ) =取引的不法行為、②の補完

<セミナー案内から>

靈感商法裁判では、不法行為構成を用いた被害救済が主流である。なぜ端的に意思表示の無効・取消し事由による解決が難しいのか。その一つの理由として、靈感商法で多く用いられる勧誘の手法は必ずしも民法の伝統的な意思表示理論になじまず、使い勝手が悪いとの点が指摘されている。そこで、伝統的な意思表示理論とリンクさせることが難しい靈感商法等の悪質商法において用いられる、個人の価値判断の基準そのものを不当に変容させる勧誘手法の仕組みを明らかにして、こうした勧誘に対して民法の意思表示理論を見直して、現代的な理論として再構成する余地はないのかを検討する。

2023（令和5）年12月14日に発出された日弁連意見書「靈感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害される被害に関する実効的な救済及び予防のための立法措置を求める意見書」においては、上記勧誘手法において具体的に用いられる代表的な手法として挙げられる①正体隠し、②助言の遮断、③つけ込み型勧誘について、立法の必要性が論じられている。その意義を確認した上で、さらなる立法政策の必要性についても考えたい。

⇒ 「意思表示理論」と立法展開について考える

### II 2022年（令和4年）12月の立法

（参考）「特集 精神商法を被害者救済——新法の提起するもの」ジャーリスト 1585号（2023）

#### 1 消費者契約法の改正

## 「靈感商法」規定（困惑の一類型）の拡張と取消権の期間伸長

### ○4条3項8号

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

八 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。

（改正前） 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

### ○7条1項

第四条第一項から第四項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（同条第三項第八号に係る取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年（同号に係る取消権については、十年）を経過したときも、同様とする。

## 2 法人不当寄付勧誘防止法の制定（令和4年法律第105号、令和5年6月1日施行）

### （1）行為規制

#### 配慮義務（3条）

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

- 一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに

足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようにすること。

※努力義務でなく（！）。ただし民事効の規定は置かれていない。

（参考）消費者契約法 3 条 1 項 1 号 事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。

行政的な措置へ（6 条）

（配慮義務の遵守に係る勧告等）

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に關し、必要な報告を求めることができる。

## 禁止行為

消費者契約法 4 条 3 項の一部の「困惑」させる行為の禁止（4 条）

消費者契約法 4 条 3 項の困惑類型から、不当勧誘行為の禁止として、行為規範化（寄附の勧誘に関する禁止行為）

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

- 一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- 三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。

- 四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- 五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

#### 借入による資金調達要求の禁止（5条）

##### （借入れ等による資金調達の要求の禁止）

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

- 一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- 二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

#### これらの禁止行為に関しては、さらに行政的な措置（7条）

##### （禁止行為に係る報告、勧告等）

- 第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行

行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

困惑行為禁止（4条各号）については、民事効。意思表示の取消し（8条）

意思表示の取消し 困惑類型の対象法律行為拡大

寄付の意思表示に関し、消費者契約法並びの困惑取消権（8条）、行使期間（9条）

行政的措置 配慮義務・禁止行為に関する勧告等（6条、7条）

停止等命令・報告不遵守に対する罰則（16条、17条）

家族等の権利行使 債権者代位権（10条）

債権者代位権を通じた、扶養権利者による、取消権やその行使による給付返還請求権の代位行使について、被保全債権の弁済期未到来でも行使できることとして、そのときの供託を用意する。

（扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例）

第十条 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）

をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定〔※被保全債権の弁済期到来の要件〕にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

一 第八条第一項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項（第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。）（同法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前段の規定〔※代位債権者への直接交付〕は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。

- 3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。
- 4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期間の定めのある定期金債権をいう。
  - 一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
  - 二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
  - 三 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十二条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務
  - 四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

そのほか、支援のための施策を講じる国の努力義務（11条）

民事効について

明文が置かれているのは、意思表示の取消し

しかも、消費者契約法4条の困惑類型（の一部）の域を出ない

消費者契約法は、消費者「契約」を対象とするため、消費者「契約」に該当しないものは、適用対象とならないため、これに手当てをする必要がある。具体的には、遺贈による場合や、債務免除の場合については、対象とならない。そのため、これらの単独行為をも含めて、「寄附」をとらえ、規律を及ぼすために、消費者契約法並びの規律が置かれている。それが、意思表示の取消関係である。規定上は、不当勧誘防止法は、2条の「寄附」の定義の中に、「個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為」（同条2号）をあげ、また、消費者契約法の規定に対応した、困惑類型の取消規定において、消費者契約に該当するものを除くとしている（8条1項かっこ書）。

このほか、議論として、遺贈や債務免除以外にも「単独行為」としての無償の財産移転があるのではないかが論じられている。

前提問題として、宗教的な寄付の法的性質がある。契約であるのか、どうか。

これまでの議論

〔・そもそも、贈与という片務行為を消費者契約法は想定しているか→代表例・典型例ではないが、贈与も契約である以上、消費者契約に該当する〕

〔・「喜捨」はむしろ所有権その他の権利の放棄（=単独行為）ではないか→特定の相手方に帰属させるための自己の財産からの権利の手放しであり、自己の財産を他人に移転する性質であって、いわゆる寄附とみてよい〕

〔・寄附は、贈与となるものもあるが、それだけではなく、一方的な行為の場合もあるのではないか（単独行為としての寄附）〕

「住職等が不在の間にお供え物をする等、相手方との明確な合意がないままに一方的に自らの財産を拋出する場合もありうる。このような場合には、寄附は契約ではなく『単独行為』と考え

るのが素直であろう。」（宮下修一「寄附の不当勧誘と民事的効力」ジュリスト 1585 号 15 頁）

※個人的には、疑問に思う（住職等は、承諾の意思表示の自由がある。）

### III 2022 年（令和 4 年）12 月の立法後の課題

#### 1 消費者契約法の改正

##### 消費者契約法をめぐる経緯と課題

平成 28 年、30 年、令和 4 年 6 月改正によって残る、困惑の一般規定やつけ込み型勧誘規定の不在、なお隙間立法  
意思表示（取消）規定への限定  
不当勧誘行為規制  
損害賠償・救済の多様化

いわゆるつけ込み型勧誘の取消権の創設は、2018 年（平成 30 年）改正の消費者委員会答申の喫緊の課題の 1 つであり、同改正の附帯決議事項の 1 つであった（さらに、消費者契約法制定当初の附帯決議でも意識されており、当初からの課題であったと言える）。また、2018 年改正は、具体的な個別の困惑類型の追加によってこの課題に部分的に対応したが、2018 年改正による困惑類型の個別規定の追加によって困惑類型は雑多なものともなっており、それらを整理し、脱法を防止し、受け皿となる一般規定の創設がいっそう課題となった。2022 年（令和 4 年）改正でもそのような一般規定の創設は実現せず、具体的場面の追加にとどまった。

令和 4 年法律第 59 号（消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律）（第 208 回国会閣法第 41 号）に対する附帯決議（消費者問題に関する特別委員会）

＜衆議院＞

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始すること。
- 二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後における若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。

三 一の検討の際には、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。

<参議院>

- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。
- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始し、必要な措置を講ずること。
  - 二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後における若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。
  - 三 一の検討の際には、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について検討するとともに、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。

## 2 法人不当寄付勧誘防止法

行為規制のうち、配慮義務について、その民事効への接続

明文は不在。取消権は難しい。

配慮義務違反による不法行為や公序良俗無効の考慮要素として取り込む可能性（不法行為における義務違反行為の立証責任の軽減につながる。組織的な配慮義務違反の不当勧誘による寄附のシステムを構築しているような場合等、著しい配慮義務違反は公序良俗違反に当たりうる。（宮下・ジュリスト 1585-17）

禁止行為

借入れ・生活維持に不可欠な不動産の処分による寄附原資調達要求の禁止

民事効の規定はない。不法行為損害賠償、公序良俗無効の可能性。

それ以外の禁止行為は、消費者契約法4条3項型のみ

個別場面のみ。隙間立法問題。

それでも、不法行為、損害賠償へつながりうる

意思表示の取消し 消費者契約以外の法律行為への拡大のみ  
困惑類型の個別性がそのまま反映  
隙間立法の問題性  
家族等の権利行使・救済  
被保全債権の限定 列挙された、確定期限付き扶養料債権  
債権者代位権の一般的な要件。無資力要件（その立証）の必要  
未成年の子による権利行使の現実の困難（親権喪失等の審判・未成年後見人など）  
法人の寄付勧誘一般でとらえることによる制約  
宗教的な「違法な」「伝道・教化」行為に特化しない一般的な規律

個別の困惑類型にとどまらない、禁止行為、その違反の場合の民事救済規定の必要。

#### IV 日弁連意見書

##### 3つの提案

正体・目的隠匿勧誘禁止  
助言機会の確保  
つけ込み型勧誘の禁止  
それぞれにつき、違反の場合の取消権  
意思のゆがみ（誤認、困惑など）を要件としない

###### ① 正体や目的を隠した勧誘の禁止

- (1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘に先立って、寄附の勧誘を受ける個人に対し、勧誘者の氏名、法人等又は事業者の名称その他当該寄附の勧誘を行う法人等又は事業者を特定するに足りる事項、宗教団体による勧誘である場合にはその旨を明らかにしなければならない。また、寄附の勧誘に先立って、法人等又は事業者への寄附を勧誘する目的（法人等又は事業者並びに法人等又は事業者の関連団体に加入した後に寄附を勧誘する目的を含む。）を隠蔽するなど、寄附される財産の使途について寄附者に誤認させてはならない。
- (2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。

###### ② 助言の機会を奪うことの禁止

- (1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて相談を行うために当該法人等又は事業者以外の者に連絡することを妨げ又は相談できない心理状態を意図的に作出してはならない。

- (2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。
- (3) 寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなどの不当勧誘の禁止（「つけ込み型不当勧誘」の禁止）
- (1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘を受ける個人の困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足その他の個人が寄附するかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用するなど、不当に勧誘してはならない。
- (2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附の申込み又は承諾の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。
- (3) 寄附の内容について、寄附を行った個人の生活状況や資産状況等その実情に照らして、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法877条から880条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。）の生活の維持を困難にするなど著しく過大な不利益を与えるものである場合は、当該個人が寄附をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを法人等又は事業者が不当に利用したものと推定する。

## ▽ 検討

### 1 現行の規定

- (1) 民法・消費者契約法の意思表示規定の特質と限界

意思決定のゆがみに着目

意思決定を基礎づける情報の誤認=法律行為基礎事情錯誤(95条1項2号)

意思決定への意図的な不当な働きかけ・欺罔行為と錯誤 (96条・詐欺)

意思決定への意図的な不当な働きかけ・脅迫行為と畏怖 (96条・強迫)

錯誤や畏怖がなければ、意思決定は十全なものとして拘束力を維持

- (2) 公序良俗規定(90条)による意思表示法の補完

特に法律行為の内容としての異常性に着目 通常であれば、過大な利益・過大な不利益  
なぜそのような法律行為をするのか

主觀的・個人的な価値の尊重 契約自由の原則

しかし、そうではない状況の存在

→ 判断ができない状況や実質的な選択肢のない状況

無思慮、未経験、知識不足

窮迫

相手方に転嫁することを正当化し、法秩序から許容できない行為としての評価を基礎

づける相手方の態様

→ 乗じる、意図的な利用、認識しての利用  
さらにはそもそも作出や追い込み

「暴利行為」としての定式

現代型暴利行為

2017年民法改正における議論

中間試案 相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とする。

債権法改正検討委員会 【1.5.02】<2> 当事者の困窮、従属もしくは抑圧状態、または思慮、経験もしくは知識の不足等を利用して、その者の権利を害し、または不当な利益を取得することを内容とする法律行為は、無効とする。

定式もいくつかの形が検討されたが、成案に至らなかった。

無効とされることによる取引コストの増大や取引の迅速性の阻害など自由な経済活動の萎縮の懸念、定式の固定化による今後の柔軟な判例法理の生成展開の阻害への懸念

「従属状態」等について

(中間試案補足説明) 部会においては、例示すべき事情として、これらのほか、「従属状態」「抑圧状態」を挙げる考え方も提示された。「従属状態」を利用するとは、既存の関係における優越的な地位を利用することをいい、ある事業者が他の事業者との間の継続的供給契約に依存している場合に、当該他の事業者がその地位を利用して不利な条件での取引に応じさせる行為などがこれに該当する。「抑圧状態」を利用するとは、一方が心理的に他方の要求に従わざるを得ない状態にあることを利用する行為を言い、例えば、靈感商法のように相手方が恐怖心によって合理的な判断をすることができない状態に陥っていることを利用する行為などがこれに該当する。しかし、「従属状態」「抑圧状態」の内容について一般的な理解が必ずしも確立していないと思われること、いずれにしても「その法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情」に含まれることから、本文ではこれらを例示していない。

途中検討されたいくつかの定式（※網羅的ではない）

○ 当事者の一方に著しく過大な利益を得させ、又は相手方に著しく過大な不利益

を与える法律行為は、相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされたものであるときは、無効とするものとする。

- 法律行為が公の秩序又は善良の風俗に反するか否かについて判断するに当たっては、法律行為の内容、当事者の属性、財産の状況、法律行為に至る経緯その他一切の事情を考慮するものとする。この場合において、法律行為の内容を考慮するに当たっては、当事者がその法律行為によって得る利益及び損失の内容及び程度をも勘案するものとする。

(参考) 民法(債権法)改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針 I』60 頁注 17)

UNIDROIT (2004) 3.10、3.2.7、PECL4.109、DCFR II-7:207

河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』271 頁以下、

同 17 頁～18 頁(鹿野菜穂子)

英米・非良心性(unconscionability)や不当威圧/過度な影響力(undue influence)、オランダ・状況の濫用、CESL51 条、ドイツ民法 138 条(良俗違反)等

丸山絵美子「合理的な判断を行うことができない事情を利用した契約の締結—消費者契約法における新たな取消規定の導入について—」名古屋大学法政論集 265 号 165 頁、173 頁以下(2016)

#### ○ドイツ民法 318 条 2 項

特に相手方の強制状態、無経験、判断力の不足又は著しい意志薄弱に乗じて、給付に対して著しく不相当な財産的利益を自己又は第三者に約束又は提供させる法律行為は、無効とする。

#### ○オランダ民法第 3 編 44 条

1 法律行為が、強迫、詐欺又は状況の濫用によって成立したときは、その法律行為を取り消すことができる。

2 状況の濫用は、相手方が窮状、従属、軽率、異常な精神状態、又は無経験のようない、特別の状況によって法律行為への着手に導かれたことを知り又は理解しなければならない者が、その者が知り又は理解しなければならない事情によればそれを思いとどまるべきであったにもかかわらず、当該法律行為のじつけんを促したときに、認められる。

#### ○ヨーロッパ契約法原則第 4 : 109 条

1 当事者は、契約締結時に以下に掲げる全ての事情が存在した場合には、当該契約を取り消すことができる。

- (a) その当事者が、相手方に依存し、若しくは相手方と信頼関係にあった場合、  
経済的に困窮し、若しくは緊急の必要があった場合、又は、軽率であり、無知であり、経験が浅く、若しくは交渉技術に欠けていた場合
- (b) 相手方が、このことを知り又は知るべきであり、かつ、当該契約の事情及び目的を考慮すると、著しく不公正な方法でその当事者の状況につけ込み、又は過大な利益を取得した場合

○フランス民法（2016年改正）1143条

強迫は、当事者的一方が、その相手方が置かれた依存状態を濫用し、そのような強制がなければ引き受けなかったであろう約務をその者から得、かつ、そこから明らかに過大な利益を引き出すときにも存在する。

荻野＝馬場＝斎藤＝山城・同志社法学69巻1号292頁

2017年民法改正（第193回国会閣法第63号）・附帯決議（法務委員会）

（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し、著しく過当な利益を獲得することを目的とする法律行為、いわゆる「暴利行為」は公序良俗に反し無効であると明示することについて、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化による契約被害が増加している状況を踏まえ、他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し、著しく過当な利益を獲得することを目的とする法律行為、いわゆる「暴利行為」は公序良俗に反し無効であると規定することについて、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

（3）不法行為規定（709条、715条）による意思表示法の補完

不当な勧誘行為を違法な故意・過失行為として正面からとらえる

意思表示法のような「厳格な」要件がなく、総合判断

社会正義や秩序の観点を容れた契約の適正化を担う

原状回復的損害賠償

過失相殺による柔軟〔すぎる〕処理

複数の行為主体を責任主体としてとらえる

複数の被害主体を権利者としてとらえる

子どもや家族への共同不法行為

#### (4) 消費者契約法

意思表示の取消し規定

民法 96 条（詐欺・強迫）の拡張として出発

意思決定への不当な働きかけ＝故意を問わない誤認惹起行為、困惑惹起行為

意思決定のゆがみとして誤認、困惑

内容の不当性は不問

※不当寄附勧誘防止法 3 条

自由な意思決定の抑圧への着目

判断ができない状態の作出 強迫型

それにしても「困惑」とは？ 困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、

精神的に自由な判断ができない状況

合理的な判断ができない事情へのつけ込み

合理的な判断ができない事情の明確化の要請

予測可能性や立法事実の議論

法規定としての実現可能性 「考え方すぎない」という指摘

なぜそのような法律行為をするのかという軸での規律・過量取引

判断力の低下

それを認識しての契約

## 2 「靈感商法」等問題

### (1) 「靈感商法」という類型

「靈感」による知見への着目 壺などの売買

「伝道活動」にさらされての寄附 「個人の価値判断の基準そのものを不当に変容させる勧誘行為」（日弁連意見書）への着目

### (2) 判断力や意思決定の素地・意思決定の環境の問題

強迫型のより大きい害悪を逃れるためのセカンド・ベストというのではなく、契約の締結を積極的に望むよう誘導するタイプ

影響力の行使

人間関係の形成、依存関係の形成 豊田商事事件、デート商法・恋人商法

心理的な状態の作出 催眠商法（SF 商法）

「幻惑」型の類型

令和 4 年 6 月改正に至る、「消費者契約に関する検討会」報告書（消費者庁）（2023 年 9 月）

①困惑型の脱法防止規定

②消費者を直感的で便宜的な思考（ヒューリスティックな判断）に誘導する、熟慮の機会を奪われ、そのような思考・判断に誘導する勧誘手法、消費者の判断の前提となる環境に対して（正常な商慣習に照らして）不当に働きかける行為。それにより一般的・平均的な消費者であれば当該消費者契約を締結しないという判断をすることが妨げられることとなる状況を作出し、当事者の意思決定が歪められた場合の取消権

③判断力に着目した規定

同検討会における検討の前段階の作業の 1 つとして、合理的な判断をすることができない状態に陥っている点に着目して、若者の消費者被害の現状と要因について、特にその心理的要因から調査分析し、対応策を検討したのが「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」の検討作業である。同検討会は、消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書において、若者が消費者被害に陥りやすい心理的な背景に関する調査研究を行うべきである旨の提言がされていたこと等を受けて、2017 年 9 月に検討を開始し、2018 年 8 月に報告書を公表している。同報告書では、社会心理学の視点を踏まえ、若年の消費者の取引被害について、購入や取引に至りやすい心理状態として「誤信」、「混乱」、「浅慮」を抽出し、そのような心理状態に陥るプロセスをモデル化した「心理モデル」を提示している。そのうえで法的対応に関し、現行の民法および消費者契約法の詐欺・強迫、誤認・困惑による意思表示の取消しについて、情報の取得や処理に関する心理的バイアス（情報バイアス）ないし心理的な観点（情報バイアス、楽観主義、損失回避傾向等）を踏まえて分析し、これまで論じられていなかった「浅慮」への着目、また、困惑類型に現れている状況的要因による影響の直接的な取り込み、「誤認」、「混乱」、「浅慮」という心理状態が相互に影響し渾然一体として意思決定に影響を与える場合をも念頭においていた意思決定過程を包括的に評価する規律のあり方等について示唆している。

もう一つの前段階作業として、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」における「消費者被害実態の類型的整理、実効性・合理性を持った法規範の在り方等について」の「法制的・法技術的な観点からの検討」がある。同研究会での研究・検討は、従前の経緯を受けて、①いわゆるつけ込み型勧誘の取消権、②9 条 1 号の平均的な損害額に関する立証負担の軽減措置、③約款等の事前開示のあり方、④3 条 1 項 2 号の事業者の情報提供における考慮要素が中心に据えられていたが、その検討は「手続的要素への注目や行動経済学の知見の活用など、従来の発想に捕らわれることなく議論を行」い、「中長期的な観点から消費者契約法が目指すべき姿」についても論じ、「消費者契約法の新たなフロンティア」を切り拓くことを視野に入れたものであった。

同研究会報告書では、「要件の明確性を確保しつつも、できる限り汎用性を有する規定を設けることを基本的な方針とすべき」として、「いわゆる『つけ込み型』勧誘による消費者被害が多様化する中で、要件の明確性を確保しながら、できる限り汎用性を有する規

定を設けるためには、消費者被害の実情に応じてアプローチをより多様化する必要がある」とする。

①「誤認」、「困惑」という消費者の心理状態を要件とする規律では、今後ますます多様化するであろう消費者被害には対応することが困難であるとも考えられる。そこで、「誤認」「困惑」以外の心理状態として、例えば「浅慮」や「幻惑」という心理状態に着目するアプローチが考えられる（過量契約取消権のように、消費者の心理状態を要件としないという選択肢もあり得る。）。

②判断力が著しく低下しているという消費者の属性に着目しつつ、判断力を補完する等の観点から、契約締結過程に適当な第三者が関与するという手続的要素を加味して規律するアプローチも考えられる。このほか、困惑類型の包括的規定を設け、業法等の行政規制と連携することで事業者の行為態様を特定し規定の明確化を図るアプローチも考えられる。

③さらには、取消権以外の規律を設けるというアプローチも視野に入れるべきである。現行の消費者契約法は、契約締結過程の規律として、意思表示の瑕疵（事業者の不適切な行為によって消費者の自由な意思決定が妨げられたこと）による取消権を定めており、一連の改正は、取消権という枠組みの中でアプローチの多様化を図ったものである。しかし、いわゆる「つけ込み型」勧誘による消費者被害の中には、意思表示の瑕疵とはいひ難いものの、消費者を契約関係から解放することで救済を図るべき事例があると考えられる。そのため、このような事例については、意思表示の瑕疵による取消権という枠組みを離れ、政策的に解除権を定めることも検討すべきである。

（参考）菅富美枝「『つけ込み』行為の制御と意思決定の自律性の確保」ジュリスト 1585 号 21 頁

人が自らの行為を決定するにあたり、他人がその意思決定に不当な介入を行ってはならないという基本理念

意思決定の自律性の確保。特に自律性が失われやすい典型的な場面に関わる問題としての靈感商法等・寄付の不当勧誘。

（英）密室的な環境の中で、相手の言うままに契約内容を評価させられ、自律的な思考のないままに契約交渉が進められたことが契約の有効性を否定する根拠となり、外部からの中立的な助言が与えられなかったという事実はそれらを推認させる。

当事者間に存在する立場の非対称性を濫用する可能性、それを制御するものとしての助言。一方当事者が他方当事者の交渉力を凌駕している場合や、特殊な関係性のために一方が他方当事者の自律的判断に過度の影響力を与える可能性が高いと見られる場合に、不利な立場にある側に助言が与えられなかったという事実をもって、密室的な環境の中で相手方に評価・判断を誘導され自律的な思考のないままに契約締結に至らしめられたのではないかと推認される。立証責任において、助言等によって影響力が解消されていたこと、その結

果濫用がなかったこと（既存の信頼と信用の関係を濫用しなかったこと）を相手方が立証。

真摯かつ謙虚な帰依と服従心ゆえに、宗教組織との関係性において脆弱な立場に置かれることが必然的な信者。本人の財産的規模などからして客観的に違和感を生じるような寄附などがあった場合には、むしろ宗教の有する影響力を（一種の功罪として）前提とした上で、外部からの中立な助言を得て本人に自らの決断を吟味・再考する機会が実質的に保障されていたかを丁寧に確認するという、発想へと転換。

### (3) 他の消費者被害類型（浅慮、幻惑など）との違い

一回的な取引ではなく、個別取引・行為の継続（継続的契約ではない）

判断の基準という点で、歪み

不当勧誘や不当な影響への気づきの難しさ、遅れ（時間の経過）

被害の大きさ

経済面だけでも、全財産の吐き出しや負債、他人（家族）の財産の侵害

無償の労務提供、人身の自由の拘束

子どもや家族への影響、家庭の破壊、扶養の侵害

「人生」の一部の侵奪

被害者から加害者へ

マルチ商法との類似性

勧誘者へ

子どもや家族の取り込み

子どものための財産を提供 子どもの財産である場合も

信念に関わる

「宗教」「教義」「信仰」「過度な宗教的活動」「宗教的文脈」

社会の多数と乖離した信念、社会正義に反する信念

他者への加害がなければ許容されるといえるか（？）

そのような信念をもつための基礎の存在

不意打ちでない勧誘の重要性

身構えや警戒心のハードルを乗り越えての、信念

「熟慮」の機会

寄付・無償の財産移転（贈与）という行為

対価性が問題とならない行為

その基礎や背景の重要性

### (4) つけ込み型勧誘の場合の取消規定をめぐる議論

代表例は、高齢者で、加齢や疾病による判断力低下

認識や認知の能力

一方で、類型への着目として、

「浅慮」類型 時間の切迫などの状況による直観的行動への追い込み

「幻惑」による困惑（？）

これに対し

判断基準における（組織的、体系的、専門知見を駆使した）「すりこみ」、価値観の

すりこみ

当該行為を必要とする事情についての評価・判断の基準の置き換え

### （5）日弁連提案について

不意打ち的勧誘の禁止の重要性

助言や再考・熟慮の機会の重要性

つけ込み型不当勧誘の類型としての把握

定式について

・意思表示の取消しという構成

・取消権者の問題

無資力要件を課さない、取消権の債権者代位の可能性

被保全債権の要件

・原状回復的損害賠償とすることの問題？

・目的秘匿の目的とは 寄付勧誘目的の第一接触？ 中途での勧誘・伝道継続？

・使途の誤認とは

・連絡や相談の妨げ 寄付をするかどうかの時点で捉えることの実効性

・合理的に判断することができない事情の例示

・一般的に、「著しく過大な不利益」についての認識と、合理的に判断することができない事情の認識と「推定」の基礎

・「合理的に判断することができない事情」の作出行為は、心理状態作出（2）でとらえる？

その他

損害賠償の活用（上記）

日弁連意見書7頁の不法行為の問題点は、意思表示でクリアできるのか？

差止めの可能性はあるか

実効性の問題

むしろ行政的措置のほうが実効性があるか 要件の違い

### 【特に、未成年者の保護】

## 日弁連意見書の提言

[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/231214\\_3.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/231214_3.pdf)

不当寄附勧誘防止法においては法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの、消費者契約法においては法人又は事業者による靈感商法等の勧誘手法に着目し、それぞれの法の性質及び仕組みに応じて、不当寄附勧誘防止法及び消費者契約法に以下の趣旨の規定を設ける立法措置を行うことを提言する（以下、両法の規律の対象となる者を合わせて「法人等又は事業者」という。）。

### 1 正体や目的を隠した勧誘の禁止

- (1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘に先立って、寄附の勧誘を受ける個人に対し、勧誘者の氏名、法人等又は事業者の名称その他当該寄附の勧誘を行う法人等又は事業者を特定するに足りる事項、宗教団体による勧誘である場合にはその旨を明らかにしなければならない。また、寄附の勧誘に先立って、法人等又は事業者への寄附を勧誘する目的（法人等又は事業者並びに法人等又は事業者の関連団体に加入した後に寄附を勧誘する目的を含む。）を隠蔽するなど、寄附される財産の使途について寄附者に誤認させてはならない。
- (2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。

### 2 助言の機会を奪うことの禁止

- (1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて相談を行うために当該法人等又は事業者以外の者に連絡することを妨げ又は相談できない心理状態を意図的に作出してはならない。
- (2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。

### 3 寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなどの不当勧誘の禁止（「つけ込み型不当勧誘」の禁止）

- (1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘を受ける個人の困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足その他の個人が寄附するかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用するなど、不当に勧誘してはならない。
- (2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附の申込み又は承諾の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。
- (3) 寄附の内容について、寄附を行った個人の生活状況や資産状況等その実情に照らし

て、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法877条から880条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。）の生活の維持を困難にするなど著しく過大な不利益を与えるものである場合は、当該個人が寄附をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを法人等又は事業者が不当に利用したものと推定する。

## 消費者契約法

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

### 第4条

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

四 当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること。

七 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に關しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

八 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。

（差止請求権）

第12条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下この項及び第43条第2項第1号において「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第4条第1項から第4項までに規定する行為（同条第2項に規定する行為にあっては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うお

それがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

- 2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第4条第1項から第4項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 一 受託者等 当該受託者等に対して委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした事業者又は他の受託者等
  - 二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

## 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約
  - イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。口において同じ。）
  - ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約
- 二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

### 第二章 寄附の不当な勧誘の防止

## 第一節 配慮義務

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

- 一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようにすること。

## 第二節 禁止行為

（寄附の勧誘に関する禁止行為）

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

- 一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- 三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- 四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- 五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないと不安を抱いており、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大

な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

- 一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- 二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

第三節 違反に対する措置等

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれがあると認めるとときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(禁止行為に係る報告、勧告等)

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要な限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければなら

ない。

### 第三章 寄附の意思表示の取消し等

#### (寄附の意思表示の取消し)

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。）を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
- 3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。）が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。
- 4 寄附に係る個人の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下この項において同じ。）、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

#### (取消権の行使期間)

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から五年（同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年）を経過したときも、同様とする。

#### (扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第十条 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

#### 一 第八条第一項の規定による取消権

#### 二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項（第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限

る。) (同法第五条第一項において準用する場合を含む。) の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

- 2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。
- 3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。
- 4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいう。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条(同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

#### 第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三条第一項本文の規定によりこれらの権利を行使することができる者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

#### 第五章 雜則

(運用上の配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前条の規定による権限(同条の規定による権限にあっては、国務大臣に対するものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

(命令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定

める。

## 第六章 罰則

第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法を定める内閣府令（令和5年内閣府令第24号）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法その他の個人が寄附をするか否かについて相談を行うために法人等以外の者と連絡する方法として通常想定されるものとする。

- 一 電話
- 二 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（消政策第136号）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/assets/consumer\\_policy\\_cms103\\_230417\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms103_230417_01.pdf)

# パネルディスカッション

## 【パネリスト】

沖野 真己 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

民事法学研究者

『立法対応－民事的救済－の方向について』（消費者法研究2022年12月号）

山元 一 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授

憲法学研究者

『信教の自由・宗教団体・市民社会秩序』（消費者法研究2022年12月号）

郷路 征記 弁護士（札幌弁護士会）

長年にわたり旧統一協会問題、裁判に取り組んできた法曹実務家

コーディネーター

勝俣彰仁 弁護士（大阪弁護士会）

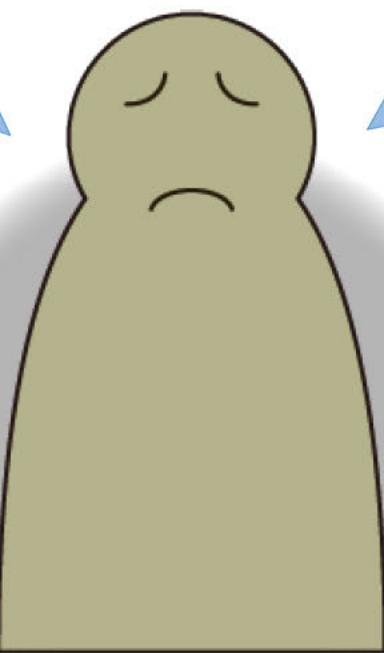
## 『靈感商法等の実態を知り、救済と予防を考える』

- ① 被害の実態を知る
- ② 救済と予防のための基本的視点
- ③ 救済と予防のための法制度

# 不安・恐怖

先祖因縁

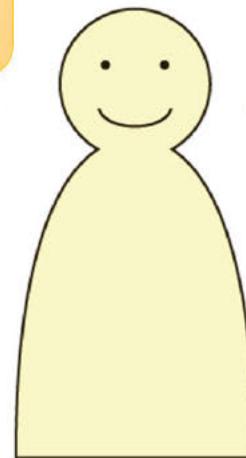
不幸を避けたい...  
家族のために...



## 積極的な意思・目的

神のために！  
地上天国実現のために！

先祖を絶対善靈にする！  
家系を守ってほしい！



行為時の状態だけを見ると積極的な意思・目的のときもある  
これは自由な意思決定なのか？  
この心理状態で出捐させることも被害では？



信仰選択の自由を侵害  
不当に『判断基準』を変えたことが問題

不安・恐怖



信仰選択の自由を侵害  
⇒不正に判断基準を変容

物品購入・献金

違法な伝道・教化

## 札幌地裁平成26年3月24日判決

これを本件についてみると、前記のとおり、対象者らは、いずれも被告信者らの組織的体系的な伝道・教化活動によって、初期段階においては、先祖の因縁、靈界の先祖からの働きかけ、自己の罪の遺伝等について恐怖心をあおられる一方で、勧誘先が宗教であり教えられる内容が宗教の教義であることを明かされず、かつ、勧誘を受けていることを第三者に言わないよう言われていたのであるから、教義に疑問を持つ機会や、第三者からの客観的な意見を聴取する機会も奪われたまま、次の教化過程に進まざるを得ない心境にさせられたというべきであって、教義に対する論証・批判の契機を与えられないまま、統一協会の教義を信仰せられるに至ったものであり、対象者である原告らが、統一協会の教義を自由意思に基づいて選択した（帰依した）とは到底認められない。

# 札幌地裁平成26年3月24日判決

統

一協会の場合は、これまでに認定してきたように、主に金銭を拠出することができる人間を対象として伝道し、その自由意思に基づかず帰依させた（入信させた）のであり、かつ、献金も、既に自由意思に基づかず統一協会の教義を教えられた者に対して、統一協会の教義、すなわち蕩滅献金、祝福献金等をしなければ祝福されないと教えの下でなされたもので、自由意思に基づいてなされたものとは認めがたい

## 札幌地裁平成26年3月24日判決

(3) 以上によれば、被告信者らの伝道・教化活動は、不当な目的に基づき、相  
当性を欠いた方法によって行われ、結果的に対象者の信教の自由（信じるか  
否かを選択する自由）を侵害したものであって、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]  
及び原告 [REDACTED]に対する違法な行為であったというべきである。

そして、前記1(3)イのとおり、被告信者らの経済活動は、万物復帰を推進  
する活動として、被告信者らによって体系的に整えられた各種マニュアル等  
に従って組織的に行われていたものであることに照らせば、被告信者らの原  
告 [REDACTED]、原告 [REDACTED] 及び原告 [REDACTED]に対する販売行為は、前述し  
た経済的利益を獲得するという目的を達するための手段の一環として行われ  
たものであると言えるから、被告信者らの原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED] 及び  
原告 [REDACTED]に対する販売行為や献金を求める行為もまた、違法な行為で  
あったというべきである。

## 札幌地裁平成26年3月24日判決

入教関係費、献金、物品購入費等を支出させられたのであるから、  
これら支出は、被告信者らの違法な伝道・教化活動及び販売活動と相当因果関  
係に立つものと認めることができる。以下、感謝料及び弁護士費用とともに、  
整理して記載する。

損害賠償による救済

## 日本弁護士連合会 提言・意見（2023年）

- カルト問題に対して継続的に取り組む組織等を創設することを求める提言
- 宗教等二世の被害の防止と支援の在り方に関する意見書
- 霊感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害される被害に関する実効的な救済及び予防のための立法措置を求める意見書

■日弁連意見書の検索方法  
「日弁連」「意見書」で検索。  
→バックナンバー「2023年」  
→11月15日、12月14日